

本件事故当時、千葉県において、県内産の野菜の通販事業等を営んでいた申立人が、営業損害の損害賠償を求めた事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成 年（東）第 号事件につき，申立人X株式会社（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は，次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は，本件に関し，下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし，それ以外の点については，本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目： 通販事業にかかる営業損害

（新規開設店舗にかかる営業損害を除く）

期 間： 自 平成23年3月11日 至 平成23年8月31日

損害項目： にかかる弁護士費用

2 和解金額

被申立人は，申立人に対し，前項所定の損害項目（同項所定の期間に限る。）に対する和解金として，合計16,480,000円の支払義務があることを認める。

内訳

損害項目：通販事業にかかる営業損害 16,000,000円

（新規開設店舗にかかる営業損害を除く）

損害項目： にかかる弁護士費用 480,000円

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

申立人及び被申立人は，第1項に掲げる損害項目（当該期間に限り，その遅延損害金を含む。）については，本和解に定めるもののほか，当事者間には何らの債権債務が存在しないことを相互に確認する。

5 手続費用

本件に関する手続費用は，各自の負担とする。

本和解の成立を証するため，本和解契約書を2通作成し，申立人及び被申立人が署名（記名）押印のうえ，各自1通を保有するものとする。また，被申立人は，本和解契約書の写し1通を，原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年11月19日

（仲介委員長 吉岡桂輔、仲介委員 浜田正夫、同 柳川猛昌）